

とにもあゆむ

「とにもあゆむ裁判」を支援する会ニュースNo.23
発行:支援する会事務局 Tel&Fax624-5997
2012年6月24日発行

6月18日の裁判(第10回弁論準備)には、35名の傍聴者に参加していただきました。

報告会の部屋が狭くて、立ったまま聞いていただいた方も多く、ありがとうございました。

裁判所へ3917筆、南生協へ4176筆提出

5月1日から始めた署名活動は、この1ヶ月半で4000筆を超える大きな力となっています。

裁判所へは、6月18日の裁判の前に届けることができ、今回から変わった新しい田辺裁判長にも、インパクトを与えられたのではないかと思います。

南医療生協へは、6月21日朝、「支援する会」代表の佐藤さんと梅村さん、そして地域の2名の支援者とともに、総務課へ提出し、理事会事務局名で「受領書」も記載してもらってきました。

南医療生協は、24日に年に一度の総代会を開催していますが、4000筆を超える署名をどう受け止めているのでしょうか？

全国33都道府県へ広がる支援

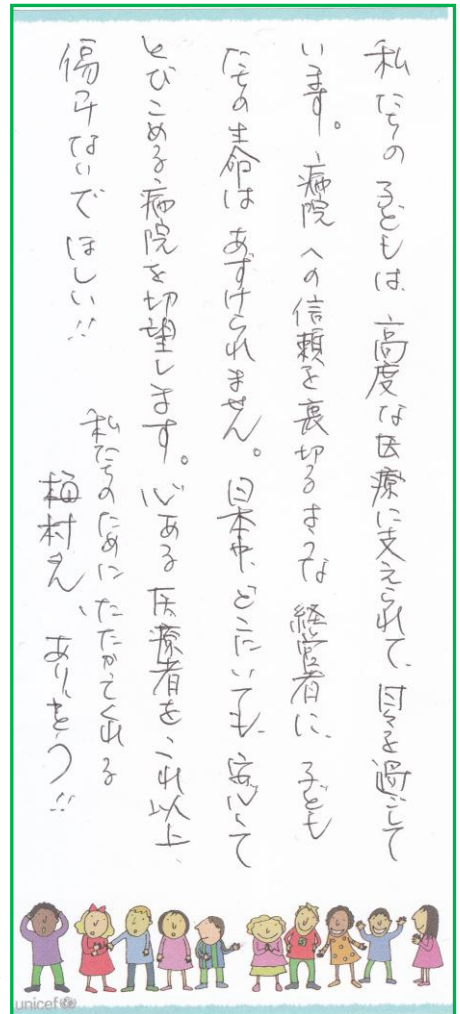
署名は、北は北海道、南は鹿児島までの33都道府県から寄せられています。名古屋市内在が約40%、名古屋市以外の愛知が約30%と多くを占めていますが、三重県で364筆、新潟・東京・岐阜・和歌山でも100筆を超える署名を集めていただいています。

署名と一緒に、「支援する会」の入会申し込みやメッセージ、カンパもたくさんいただいています。お礼状の手配の実務が間に合っておらず、申し訳ありません。もうしばらく、お待ちください。

労働者にとって、健康も働くことも権利。

誰かに自動的に保障してもらうものではなく、自分たちのために自分たちで守りあう努力がないと、どんどん奪われてしまいます。梅村さんの確かなたたかいに、いつも励まされています。

※大阪の大学時代の後輩からのメッセージです。



↑福岡の障害児のママさんたちのNPO団体から寄せられたメッセージです。

**目標1万筆を
次回裁判(8/22)
までにやりあげよう!**

次回裁判

ご都合のつく方は、ぜひご参加ください。

8月22日(水) 午後3時 地方裁判所 法廷棟2階201号法廷

※裁判終了後、報告・交流会を開催します。

被告の欺瞞に満ちた「準備書面」

今回の裁判で、被告南医療生協は、「被告における一般的な安全配慮義務体制について」として、原告の主張とは全くかみ合わない「健康診断、健保組合の電話相談、傷病手当、育休・育児時間制度」などを並べ立て、「さまざまな健康障害の発症・増悪を防止するための措置を講じてきた」と反論しています。

しかし、「産業医のかかわり」の点については、以前被告が提出した資料に基づいて、2007年度に産業医が安全衛生委員会に一度も参加していないという原告の主張に対して、「6月には出席している。委員会報告には記載がなくても、事務長の記憶では参加していた」と、まるで国会答弁のような言い訳です。

被告の「リハビリ勤務」制度そのものが違法！？

また、「リハビリ勤務」についても、「特に被告における『リハビリ勤務』では、治療の一環であることから、実労働時間に照応する給料よりも高額の傷病手当金及び共済給付金の支給を受けることができる。また、就業ではないため、突然の体調不良でも気兼ねなく休むことができる。事実原告も「リハビリ勤務」中に突然の体調不良で休むことがあったら、それによる不利益を蒙ったことは一切ない」という主張をしています。

そもそも、休職中に「休む」のは当たり前なのに、それによって「不利益を蒙ったことは一切ない」と自慢げに主張することがもはや異常な感覚としか言いようがないし、休職中の試し出勤中に、ケアマネの「管理者業務」を引き継がせることを強制することは、右の被告提出の証拠資料にも「労働基準法等」に触れることもあると書かれているように、傷病手当の不正受給に当たります。

職責者にも言論統制の圧力

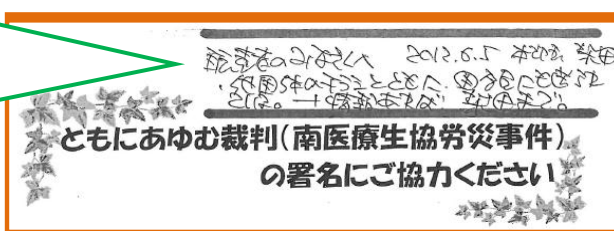
南生協病院で、週1回開かれている朝会資料に、署名のお願い文に「他団体のチラシとともに組合員にも送られている。情報あれば柴田まで」と事務長の書き込みがされたものが配布されています。「梅村さんは十分に対応してもらったのに、逆恨みで裁判をしている」というデマも職場では流されているようです。

被告証拠資料より「メンタルヘルス対策における職場復帰支援」「試出勤制度等」(厚労省発行)

この制度の導入に当たっては、この間の処遇や災害が発生した場合の対応、人事労務管理上の位置づけなどについて、あらかじめ労使間で十分に検討しておくとともに、一定のルールを定めておく必要がある。

なお、作業について、使用者が指示を与えたり、作業内容が業務(職務)にあたる場合などには、労働基準法等が適用される場合があることや賃金等について合理的な処遇を行うべきことに留意する必要がある。

また、この制度の運用にあたっては、産業医等も含めてその必要性を検討するとともに、主治医からも試し出勤等を行うことが本人の療養を進めるうえでの障害とならないとの判断を受ける必要がある。



南生協労組の審問に参加を！

南医療労組が、「不当労働行為救済申し立て」をしている労働委員会での、審問が7月からはじまります。成瀬専務も証人として審問に参加します。どんな言い訳をするのか、みなさんで見守っていきましょう。

	期 日	証人名
第1回	7月17日(火) 13:30~	南医療生協労組 中央執行委員長 小椋巖
第2回	8月2日(木) 13:30~	南医療生協労組 書記長 田島保利
第3回	8月23日(木) 13:30~	南医療生協 人事育成課次長 神山充
第4回	9月19日(水) 13:30~	南医療生協 専務理事 成瀬幸雄など3名

●以下4回のいずれの会場も、愛知県庁西庁舎8階の愛知県労働委員会審問室です。